

特　記　仕　様　書

1. 暴力団等の排除について

- (1) 乙が、この契約の履行期間中に大阪市暴力団等排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約を解除することがある。
- (2) 乙は、入札等除外措置の期間中の者にこの契約の全部又は一部の下請負をさせ、若しくは受託させてはならない。また、入札等除外措置の期間中の者を保証人としてはならない。
また乙は、この契約の下請負若しくは受託をさせた者（以下「下請負人等」という。）又は保証人が契約履行期間中に入札等除外措置を受けた場合は、速やかに下請負人等との契約の解除又は保証人の変更をしなければならない。
- (3) 乙は、この契約の履行にあたり暴力団等から妨害又は不当要求を受けたときは、速やかに、この契約に係る大阪市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。
また乙は、下請負人等が暴力団員等から妨害又は不当要求を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 乙は（3）に定める報告及び届出により、大阪市が行う調査並びに警察が行う調査及び捜査に協力しなければならない。
- (5) 甲及び乙は、暴力団員等からの妨害又は不当要求により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。